三一四　技術協力及びＪＩＣＡ海外協力隊の事業に関する日本国政府とコンゴ共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件　二　二

三一五　返納を命じた旅券を無効とする件　二　二

三一六　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三　二

三一七　ミャンマー連邦共和国における地震被害を受けた住環境及び保健医療サービスの改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件　三　三

三一八　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三　三

三一九　マレ島における災害に対する強靭性向上計画のための贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三　三

三二〇　シリア・アラブ共和国における帰還促進のためのインフォーマルな居住地における住環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件　三　四

三二一　パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　三　四

三二二　エスワティニ王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　四　二

三二三　レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　四　二

三二四　ブルンジ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　四　三

三二五　食糧援助に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　四　四

三二六　食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件　四　四

三二七　ジンバブエ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　五　七

三二八　カメルーン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　五　七

三二九　中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　五　八

三三〇　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　五　八

三三一　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件　八　202　一八　九　二

三四一　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件　九　二

三四二　ファアモツ国際空港整備計画のための贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件　九　二

三四三―三四七　返納を命じた旅券を無効とする件　一〇　九　二

三四八　社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の効力発生に関する件　一二　206　一八　三

三四九　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件の一部を改正する件　一二　特24　一八　五

三五〇　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びにロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者を指定する件の一部を改正する件　一二　特24　一〇

三五一　ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国・地域の団体及び個人を指定する件の一部を改正する件　一二　特24　一〇

三五二　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定する件の一部を改正する件　一二　特24　一〇

三五三　ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体及びロシア連邦の団体を指定する件の一部を改正する件　一二　特24　一〇

三五四　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件の一部を改正する件　一二　特24　一一

三五五　ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件の一部を改正する件　一二　特24　一二